

和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法、部落差別のない社会を実現することを目的とする部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号)及び全ての県民の人権が尊重される豊かな社会の実現を図ることを目的とする和歌山県人権尊重の社会づくり条例(平成14年和歌山県条例第16号)の理念にのっとり、部落差別の解消を推進するために必要な事項を定めることにより、部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 部落差別は基本的人権の侵害であり、何人も部落差別を行ってはならないという理念にのっとり、部落差別の解消のための取組は、国、県、市町村、県民、事業者、関係機関等が相互に協力して行うものとする。

(部落差別の禁止)

第3条 何人も、インターネットを通じて、公衆による閲覧、複写その他の利用をすることが可能な情報を提供することにより、部落差別を行ってはならない。

2 何人も、結婚及び就職に際しての身元の調査、並びにその他の行為により部落差別を行ってはならない。

(県の責務)

第4条 県は、第1条の目的を達成するため、部落差別の解消に関し必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、前項に定める施策の推進に当たっては、国、市町村、県民、事業者、関係機関等との連携を図るものとする。

3 県は、部落差別の解消に関して、市町村が実施する施策、並びに県民、事業者、関係機関等の取組に必要な情報の提供及び助言、その他の支援を行うものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、部落差別の解消のために必要な役割を果たすよう努めるものとする。

2 県民は、県及び市町村が実施する部落差別の解消のための施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、部落差別の解消のために、従業員の人権意識の高揚、その他必要な取組を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、県及び市町村が実施する部落差別の解消のための施策に協力するものとする。

(特定電気通信役務提供者の責務)

第7条 特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号。以下「法」という。）第2条第3号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。以下同じ。）は、部落差別の解消のために必要な役割を果たすよう努めるものとする。

2 特定電気通信役務提供者は、県及び市町村が実施する部落差別の解消を推進するための施策に協力するものとする。

3 特定電気通信役務提供者は、前2項に定めるもののほか、インターネット上において、その用いる法第2条第2号に規定する特定電気通信設備の記録媒体（当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を記録し、又は当該電気通信設備の送信装置（当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報が入力されることによって部落差別が行われていることを確認したときは、当該提供されている情報（次条において「提供情報」という。）の送信を防止する措置を行うものとする。

(部落差別への取組)

第8条 県は、市町村との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、第3条第1項の規定に違反して部落差別を行った者に対して必要な説示をするとともに、部落差別を行わないこと及び提供情報を削除することを促すものとする。

2 県は、市町村との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、第3条第2項の規定に違反して部落差別を行った者に対して必要な説示をするとともに、部落差別を行わないよう促すものとする。

3 県は、第1項の規定による必要な説示を行い、部落差別を行わないこと及び当該情報を削除することを促しても、これに従わない場合には、同項に規定する者に対し、部落差別を行わないこと及び提供情報を削除することを、勧告するものとする。

4 県は、第2項の規定により必要な説示を行い、促しても、これに従わない

場合には、同項に規定する者に対し、部落差別を行わないよう、勧告するものとする。

- 5 県は、第1項の規定に関わらず、市町村に対し、第3条第1項の規定に違反して部落差別を行った者に対して必要な説示をし、部落差別を行わないこと及び提供情報を削除することを促すよう、要請することができるものとする。
- 6 県は、第2項の規定に関わらず、市町村に対し、第3条第2項の規定に違反して部落差別を行った者に対して必要な説示をし、及び部落差別を行わないよう促すことを、要請することができるものとする。

(教育及び啓発)

第9条 県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

(相談体制の充実)

第10条 県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、部落差別に関する相談に応ずるものとする。

2 県は、部落差別に関する相談に的確に応ずるため、相談に応ずる者の資質の向上を図る等必要な施策を講ずるよう努め、相談体制の充実を図るものとする。

(部落差別の実態把握)

第11条 県は、部落差別の解消の推進に関する法律第6条の規定による国が行う調査に協力するとともに、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、必要に応じて、情報化の進展に伴う部落差別に関する状況の変化も踏まえ差別の実態の把握を行うものとする。

附 則（令和2年3月24日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年12月24日条例第63号）

この条例は、公布の日から施行する。



## 湯浅町部落差別をなくす条例

### (目的)

第1条 この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とした世界人権宣言の精神、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法及び部落差別のない社会の実現を目的とする部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）の理念に基づき、部落差別は決して許されないものであるという認識の下、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、町の責務を明確にするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない湯浅町を実現することを目的とする。

### (定義)

- 第2条 この条例において用いる用語の意義は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 町民とは、湯浅町内に住所を有する者をいう。
- (2) 町民等とは、前号に規定する者及び湯浅町内に通学又は通勤す

ものなら ゆあさちょう おとず もの  
る者並びに湯浅町を訪れる者をいう。

(3) モニタリングとは、インターネット上における部落差別と見なされる書き込み及び投稿等（以下「差別書き込み等」という。）を監視することをいう。

(4) 事業者とは、湯浅町内で事業活動を行う個人、法人及びその他団体をいう。

(5) 差別行為とは、誤解や偏見に起因する個人若しくは不特定多数又は被差別部落等を対象とした言動、落書き等の部落差別と見なされる誹謗中傷行為、就職又は結婚等を理由とする被差別部落の調査及びその他これらに類する行為をいう。

(6) 差別者とは、前号に規定する差別行為を行った個人、法人及びその他団体をいう。

(7) 被差別者とは、第5号に規定する差別行為を受けた個人、法人及びその他団体をいう。

(8) 家族等とは、配偶者、父母、祖父母、子、兄弟姉妹、孫、配偶者の父母、子の配偶者及び後見人をいう。ただし、民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に満たない者は除く。

（基本理念）

だい じょう ぶらくさべつ かいしょう かん りねん すべ ちょうみん きほんてきじんけん  
第3条 部落差別の解消に関する理念は、全ての町民が基本的人権

きょうゆう こじん そんちょう  
を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるという

ことを踏まえ、部落差別は決して許されないものであるという基本的

にんしき もと ちょうみんひとりひとり りかい ふか ) つと ぶらくさべつ  
な認識の下、町民一人一人の理解を深めることに努め、部落差別を

こんばん かいしょう  
根本から解消するものとする。

(町の責務)

だい じょう ちょう ぜんじょう きほんりねん くにおよ けん てきせつ  
第4条 町は、前条の基本理念にのっとり、国及び県との適切な

やくわりぶんたん ふ くにおよ けん れんけい はか ぶらくさべつ かいしょう  
役割分担を踏まえ、国及び県との連携を図りつつ、部落差別の解消

かん しきく こう せきむ ゆう  
に関する施策を講ずる責務を有する。

(相談体制の充実)

だい じょう ちょう くにおよ けん てきせつ やくわりぶんたん ふ ぶらくさべつ かん  
第5条 町は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、部落差別に関

する相談体制の充実に努めなければならない。

2 ちょうちょう ぶらくさべつ かん そうだんまだぐち ゆあさちょうりつりんぼかんじょうれい  
町長は、部落差別に関する相談窓口を、湯浅町立隣保館条例

(昭和38年条例第12号) 第2条に規定する隣保館に設置する。

3 ちょうちょう ぜんこう きてい りんぼかん ゆあさちょうりつゆあさりんぼかん  
町長は、前項に規定する隣保館のうち、湯浅町立湯浅隣保館に

ぶらくさべつ かん そうだんいん お  
部落差別に関する相談員を置く。

(教育及び啓発)

だい じょう ちょう くにおよ けん てきせつ やくわりぶんたん ふ ぶらくさべつ  
第6条 町は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、部落差別を

かいじょう ひつよう きょういくおよ けいはつ せだい たい もっと  
解消するために必要な教育及び啓発をあらゆる世代に対して、最  
こうかてき かんが ほうほう おこな  
も効果的と考えられる方法で行わなければならない。

(計画及び調査)

だい じょう ちょう ぶらくさべつ かいじょう かん しきく すいしん  
第7条 町は、部落差別の解消に関する施策を推進するため、

ゆあさちょうぶらくさべつかいじょうすいしんきほんけいかく い か けいかく さくてい  
湯浅町部落差別解消推進基本計画（以下「計画」という。）を策定  
するものとする。

2 ちょう ぶらくさべつ かいじょう かん しきく じっしおよ ぜんこう きてい  
町は、部落差別の解消に関する施策の実施及び前項に規定する  
けいかく さくてい ひつよう おう ぶらくさべつ じつたい かか ちょうさ  
計画を策定するため、必要に応じて、部落差別の実態に係る調査を  
おこな 行うものとする。

(推進体制の充実)

だい じょう ちょう せんじょうだい こう きてい けいかく こうかてき すいしん  
第8条 町は、前条第1項に規定する計画を効果的に推進するため、  
くにおよ けんなら た じょうれい もくでき たっせい ひつよう かんが  
国及び県並びにその他この条例の目的を達成するために必要と考え  
だんたいとう れんけい はか ちょう そしき せいびまた じゅうじつ  
られる団体等との連携を図るとともに、町の組織の整備又は充実に  
つと 努めなければならない。

(モニタリング)

だい じょう ちようちよう さべつ じょちょうおよ かくさん よくし もくでき  
第9条 町長は、差別の助長及び拡散を抑止することを目的に、モ  
ニタリングを行いうものとする。

2 ちようちよう せんこう きてい ちょう かんけい  
町長は、前項に規定するモニタリングにおいて、町に関係する  
さべつかきこ とう はっけん ばあい ひつよう ほうほう しょうきょ  
差別書き込み等を発見した場合は、必要な方法によりそれを消去する

よう努めるものとする。

3 町民等及び事業者は、町に関係する差別書込み等を発見した場合

は、町長に報告するものとする。

4 町長は、前項に規定する報告を受けた場合は、内容を確認し、

必要と認める場合は、それを消去するよう努めるものとする。

(審議会)

第10条 町は、第7条第1項に規定する計画の策定等に関する事項

及び差別行為が発生した場合に、当該事項について審議するため

湯浅町部落差別をなくす審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員15人以内で組織する。

3 審議会の委員は、部落差別に識見を有する者等のうちから、町長

が委嘱するものとする。

4 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

5 審議会の委員の任期は、町長が委嘱した日から諮問に対する

答申を行までの期間とする。

6 審議会の委員に対する報酬及び旅費その他の費用弁償は、湯浅町

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和

61年条例第1号）に定めるところによる。

7 審議会の委員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。

また、その職を退いた後も同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関する事項は、

町長が別に定める。

(差別行為の情報提供)

第11条 町民等は、差別行為を知り得た場合は、速やかに町長に

情報提供するものとする。

2 事業者は、業務中又は管理する施設内で差別行為を発見した場合

は、速やかに町長に情報提供するものとする。

3 被差別者は、当該差別行為の解消を目的に、町長に申し出ることができる。

(差別行為の調査)

第12条 町長は、前条各項に規定する情報提供を受けた場合は、

当該差別行為の調査を行うものとする。

2 事業者は、前条第2項に規定する情報提供を行った場合は、

業務に支障がない範囲で、当該差別行為に係る調査に協力するよう

努めるものとする。

3 町長は、第1項に規定する調査の経過及び結果について、審議会

に諮詢するものとする。

(差別者への指導及び助言)

第13条 町長は、審議会の答申を踏まえ、差別者の誤解、偏見等を取り除くことを目的に指導又は助言（以下「指導等」という。）を行おうものとする。

2 町長は、必要と認める場合は、差別者の家族等に指導等を行うことができる。

(差別者への勧告)

第14条 町長は、前条に規定する指導等を行ったにもかかわらず、差別者がその指導等に従わない場合及び差別行為を繰り返す場合は、差別行為を行わないよう勧告することができる。

(差別者への命令)

第15条 町長は、前条に規定する勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わない場合は、期限を定めて当該勧告に従うよう命令することができる。

(差別者の氏名等の公表)

第16条 町長は、前条に規定する命令を受けた者が正当な理由なく命令に従わない場合は、その者の氏名等を公表することができる。

2 町長は、前条の規定により氏名等を公表する場合は、あらかじ

め公表されるべき者にその理由を告知し、意見を述べる機会を与えるものとする。

(被差別者の支援及び救済)

第17条 町は、この条例に定めるもののほか、被差別者への支援及び救済に積極的に努めるものとする。

(秘密保持)

第18条 町長は、差別行為の調査等により知り得た情報の適正管理に努めるものとする。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

#### 附 則

1 この条例は、平成31年4月1日に公布し、平成31年10月1日から施行する。

2 この条例の施行の日以後において、第9条に規定するモニタリングにより発見した差別書き込み等は、同日前になされた差別書き込み等についても、この条例の規定を適用する。

## 国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例

国立市は、「人間を大切にする」をまちづくりの基本理念として掲げ、平成12年6月に「国立市平和都市宣言」を行い、全ての施策の根幹に人権と平和の尊重を掲げるとともに、全ての人を社会的孤立や排除から守り、社会の一員として包み支え合うこと（以下「ソーシャル・インクルージョン」という。）を基本としたまちづくりを推進してきた。

国においては、日本国憲法に掲げる基本的人権の尊重と恒久平和の理念の下、人権や平和に関する法制度の整備等の様々な取組が行われてきた。近年では、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律及び部落差別の解消の推進に関する法律が制定され、地方自治体においても、地域の実情に応じた差別解消を推進するための更なる取組が求められている。

人権とは、全ての人が生まれながらにして持つ固有の権利であり、誰もが自分らしく生きる権利を保障されている。人は誰もが一人一人異なる存在であることから、ソーシャル・インクルージョンの理念の下、互いの多様性を認め合うことにより、個人の人権を尊重していかなければならない。そのような日常における相互理解と協力の中に、日々の平和な暮らししが生まれる。

国立市が本条例において掲げる平和とは、単に戦争や紛争がないだけでなく、貧困、飢餓、抑圧、搾取等の社会構造的な困難がなく、かつ、人々の間に不当な差別や暴力を始めとする人権侵害を容認しない意識と、他者への共感、相互の協力、対話といった行動が存在している状態を意味する。このような平和は、多様性を有する個々の人権を尊重することによってこそ、実現することができる。

しかし、今もなお、人種、皮膚の色、民族、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、しうがい、疾病、職業、年齢、被差別部落出身その他経歴等を理由とした不当な差別や暴力等の人権侵害が存在し、日常の暮らしの脅威となっている。また、一人一人の多様性に対する無理解と無関心に起因して、争いや衝突が生じている。そして、この人権侵害や争い等については、誰もが、無意識的に又は間接的に当事者となる可能性を持つ。

そこで、国立市、そして国立市に暮らす私たちは、「人権侵害を許さない」という強い意志とソーシャル・インクルージョンの理念の下、一人一人が当

事者として、自ら考え主体的に行動し、互いの多様性を認め合い人権を尊重することによって平和なまちを実現すること（以下「人権・平和のまちづくり」という。）を目指して、たゆまぬ努力を続けることを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第 1 条 この条例は、ソーシャル・インクルージョンの理念の下、人権・平和のまちづくりに関する基本的な原則を定め、市長の使命並びに市、市民及び事業者等の責務を明らかにし、人権及び平和に係る施策の基本的事項を定めることにより、人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちを実現することを目的とする。

（基本原則）

第 2 条 全ての人は、人種、皮膚の色、民族、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、しうがい、疾病、職業、年齢、被差別部落出身その他経歴等にかかわらず、一人一人がかけがえのない存在であると認められ、個人として尊重されなければならない。

（不当な差別及び暴力の禁止）

第 3 条 何人も、人種、皮膚の色、民族、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、しうがい、疾病、職業、年齢、被差別部落出身その他経歴等を理由とした差別（以下「不当な差別」という。）を行ってはならない。

2 何人も、いかなる暴力（身体に対する不法な攻撃及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）も行ってはならない。

（市長の使命）

第 4 条 市長は、第 2 条に規定する基本原則（以下単に「基本原則」という。）に基づき、市の施策を決定する際には、ソーシャル・インクルージョンの理念の下、人権・平和のまちづくりを推進するものであることを基礎として判断しなければならない。

（市の責務）

第 5 条 市は、基本原則に基づき、人権・平和のまちづくりを推進するため、市政のあらゆる分野において必要な取組を推進するものとする。

2 市は、人権・平和のまちづくりの推進に当たっては、市民、関係行政機関及び市内で事業活動を営む事業者その他の団体（以下「事業者等」という。）との連携を図るものとする。

(市民の権利)

第 6 条 全ての市民は、社会的孤立や排除から援護され、地域社会の一員として、互いに認め支え合うとともに、自分らしく生きる権利を有する。

(市民の責務)

第 7 条 市民は、基本原則に基づき、人権・平和のまちづくりの推進に関する市の施策に協力するとともに、家庭、地域、学校、職場等社会のあらゆる分野における不当な差別を無くすよう努めるものとする。

2 市民は、地域社会の一員として、当事者意識を持ち、協力や対話等を通じて、人権・平和のまちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。

(事業者等の責務)

第 8 条 事業者等は、基本原則に基づき、人権・平和のまちづくりの推進に関する市の施策に協力するとともに、事業活動を行うに当たっては、不当な差別の解消に努めるものとする。

(基本方針)

第 9 条 市長は、人権・平和のまちづくりの総合的な推進を図るために基本となる方針（以下「基本方針」という。）を策定するものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 人権・平和のまちづくりの推進に係る基本理念
- (2) 人権と平和に関する意識向上のための教育及び啓発に関すること。
- (3) 人権救済及び相談支援の体制に関すること。
- (4) 人権と平和に関する分野ごとの施策に関すること。
- (5) 国内外の平和交流に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、人権・平和のまちづくりを推進するため必要な事項

3 市長は、基本方針の策定及び変更（軽微な変更を除く。）に当たっては、あらかじめ第 16 条に規定する国立市人権・平和のまちづくり審議会の意見を聞くとともに、市民及び事業者等（以下「市民等」という。）の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、基本方針を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(推進計画)

第 10 条 市長は、人権・平和のまちづくりを総合的に推進するための計画

(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

- 2 前条第3項及び第4項の規定は、推進計画の策定及び変更について準用する。

(実態調査の実施)

第11条 市は、人権・平和のまちづくりの推進に関して、必要な実態調査を行い、市の施策に反映させるものとする。

(人権救済のための措置)

第12条 市は、地域の実情に応じて、国等の関係行政機関及び市民等と連携し、不当な差別の解消を始めとする人権救済のために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項の規定による措置に関し、必要な事項については、第16条に規定する国立市人権・平和のまちづくり審議会において調査及び審議を行う。

(教育及び啓発活動)

第13条 市は、学校教育、社会教育その他の生涯を通じたあらゆる教育の場において、豊かな人権感覚の育成と平和意識の醸成のために必要な取組を行うものとする。

- 2 市は、人権・平和のまちづくりの推進に関して、国内外及び地域の実情に応じた啓発活動に努めるものとする。

(推進体制の充実)

第14条 市は、市民等との連携を一層強化し、人権・平和のまちづくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための体制の充実に努めるものとする。

(くにたち平和の日及びくにたち平和推進週間)

第15条 くにたち平和の日は、6月21日とする。

- 2 くにたち平和推進週間は、6月21日から6月27日までとする。

- 3 市は、くにたち平和の日及びくにたち平和推進週間において、人権・平和のまちづくりの推進を図るための事業を実施するものとする。

(審議会の設置)

第16条 人権・平和のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、市長の附属機関として、国立市人権・平和のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査及び審議

を行い、その結果を市長に答申する。

- (1) 基本方針及び推進計画に関すること。
  - (2) 不当な差別の解消を始めとする人権救済のために必要な措置に関すること。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、人権・平和のまちづくりの推進に関し市長が必要と認める事項
- 3 委員会は、市長が委嘱する10人以内の委員をもって組織する。
- 4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の在任期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委 任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 付 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和49年11月国立市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中第74号を第75号とし、第26号から第73号までを1号ずつ繰り下げ、第25号の次に次の1号を加える。

(26) 人権・平和のまちづくり審議会委員

第4条中「第2条第15号から第71号まで」を「第2条第15号から第72号まで」に改める。

第5条第1項中「第2条第72号から第74号まで」を「第2条第73号から第75号まで」に改める。

別表第2中

オンブズマン制度審議会委員	/	9,100円	を
---------------	---	--------	---

オmbズマン制度審議会委員	〃 9,100円
人権・平和のまちづくり審議会委員	〃 9,100円

に

改める。